

## 災害時における軽トラックの貸与に関する協定書(案)

三木市（以下「甲」という。）と **JUSETZ** マーケティング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時に、乙の商品であるキャンピングシェル（商品名：トラベルハウス）を搭載した乙所有の軽トラック（以下「本件トラック」という。）の貸与について、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

- 第1条 甲は、三木市域内において災害が発生又は発生するおそれがあり、避難所を設置する場合及び三木市域外において災害が発生し、甲が被災した市町村に応援に行く場合において、乙に本件トラックの貸与を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行い引渡希望日・必要台数・避難所の設置場所を記載するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

### （貸与の範囲）

- 第1条 乙は、甲の前条第1項の規定による要請を受け貸与できる本件トラックは、避難所1か所当たり1台、合計10台を上限とし、市町村に応援に行く場合は、2台を上限とする。
- 2 乙は、甲から前条第1項の要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力するものとする。ただし、乙において、引渡希望日において必要台数の貸与が困難な事由のあるときは、甲乙間で別途協議する。

### （引渡し）

- 第3条 本件トラックの引渡場所は、乙の所有する兵庫県三田市下内神620-1の三田工場敷地内とする。

(使用場所)

第4条 本件トラックの使用場所は、甲の設置した避難場所及び甲の市域内とし、これ以外の場所で使用する場合は事前に乙の許可を得るものとする。

(使用報告)

第5条 乙は、甲に対し、本件トラックの使用状況について何時でも報告を求めることができ、甲は、乙の求めに応じて速やかに報告するものとする。

(貸与可能期間)

第6条 本件トラックの貸与が可能な期間は、甲による避難所の設置開始から設置解除までの期間とする。ただし、当該機関が6か月を超える場合は甲乙の協議により定めるものとする。

2 甲が、他市町村へ災害応援に行く場合において本件トラックの貸与を受けるときは、その貸与可能期間は甲乙の協議により定めるものとする。

(使用料及び負担金等)

第7条 本件トラックの使用料は、1台につき1日当たり金7,000円(消費税別)とする。

2 本件トラックに付保する乙の保険につき、甲は、1台につき1日当たり金1,000円(消費税別)の保険料負担金を支払うものとする。

3 甲は乙に対し、貸与期間終了後、乙の請求に基づき速やかに第1項及び第2項の使用料及び負担金を支払うものとする。

4 本件トラックの使用にかかる実費は、甲の負担とする。

5 貸与期間中に発生した故障等にかかる修理費用は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とする。

(禁止行為)

第8条 甲は、甲の職員以外の者に本件トラックを運転させてはならない。また、走行中の本件トラックのキャンピングシェル部分に人を乗車させてはならないものとする。

(脱着作業)

第9条 甲は、本件トラックの貸与時に乙によるキャンピングシェルの脱着作業の研修を職員に受講させ、貸与期間中のキャンピングシェル脱着作業は、甲の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定による貸与期間中に、本件トラックの使用により甲又は第三者に損害が発生した場合は、乙の責めに帰すべき事由による場合及び乙の保険制度の適用範囲内であれば、保険制度の支払限度額内にて賠償するものとし、支払限度額を超える金額については、甲の責任と負担により解決するものとする。

(返却)

第11条 甲は、第6条に定める貸与期間が終了したときは、本件トラックを第3条に定める引渡場所において乙に返却する。

2 甲は、本件トラックを原状回復のうえ返却するものとし、経年劣化による汚損を除き、原状回復費用は甲の負担とする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がない場合は、同条件にて更新されたものとし、以後も同様とする。

(暴力団等の排除)

第13条 甲は、乙の代表者、役員または実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）及び、反社会的勢力と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当すると判明した場合、催告することなく、本協定を解除することができる。この場合には、甲は、解除により乙に生じた損害を賠償する責を負わない。

(その他の事項)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生

じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名捺印の上各自1通を保管する。

令和元年5月28日

甲：兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市

三木市長 仲 田 一 彦

乙：神戸市灘区篠原南町5-3-24  
J U S E T Z マーケティング株式会社

代表取締役 武 智 剛